

中東遠看護専門学校組合 障がい者活躍推進計画

1 機 関 名

中東遠看護専門学校組合（東海アクシス看護専門学校）

2 任命権者

中東遠看護専門学校組合管理者 袋井市長 大場 規之

3 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

4 中東遠看護専門学校組合における障がい者雇用に関する課題

中東遠看護専門学校組合（東海アクシス看護専門学校）は、職員総数が24人（令和7年3月1日時点）の小規模な特別地方公共団体であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っておらず、特に、事務職員（4人）は、組合の管理市である袋井市からの出向・派遣という状況にある。

5 目 標

（1）採用に関する目標

計画期間内に新たな障がい者の採用に努めるものとし、障がい者を採用した場合には、その次年度は在籍する雇用障がい者数が前年度を下回らないようにするものとする。

（2）定着に関する目標

なし

6 取組内容

（1）障がい者の活躍を推進する体制整備

ア 障がい者である職員の在籍の有無に関わらず、障がい者の募集・雇用に関する相談窓口を学校総務課内に設置し、校内での掲示等により周知するものとする。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、厚生労働省静岡労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させるものとする。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合には、労働局に相談するとともに、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討するものとする。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 職員の募集・採用に当たっては、次に掲げる取扱いを行わないものとする。

(ア) 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。

(イ) 自力で通勤できることといった条件を設定すること。

(ウ) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。

(エ) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。

(オ) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

イ 障がい者を採用した場合には、相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講じるものとする。（採用以降に身体障がい者となった職員の場合を含む。）

なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲内で適切に実施するものとする。

7 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を支援していくものとする。